

別記様式第1号(第四関係)

文月・向野地区活性化計画

北海道北斗市

令和4年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	文月・向野地区活性化計画			
都道府県名	北海道	市町村名	北斗市	地区名(※1)

文月・向野地区

計画期間(※2)

令和4年度～令和6年度

目標 : (※3)

当市の農業は水田と野菜での複合経営が主で営まれているが、個々の経営面積は小規模であり、特に野菜に関しては施設野菜での作付けが主となっている。また、当該地区の担い手(認定農業者)は市内全体の4%に留まり、水田のない本地域では高齢化による後継者及び担い手不足により生産額の減少、農地の遊休化の懸念がある地域があり地域課題となっている。

このような状況下、自然・土地条件を生かした農業生産活動に取り組み、農業の振興と、農体験による都市住民との交流を促進し、地域の活性化を目指す。

・定住人口の維持・増加 令和元年度～令和3年度 2人を目標期間(令和7年度～令和9年度) 7人と、5人の増。

・地域産物(ワイン)の販売額の増加 令和元年度～令和3年度 110,114千円を目標期間(令和7年度～令和9年度) 264,141千円と、154,027千円の増。

目標設定の考え方

地区の概要 :

北斗市は農業(稻作、畑作、野菜)、漁業の第一次産業が基幹産業となっています。

1685年に文月地区(現在の村内地区)において道内で初めて稲作が行われたという記述があり、北海道水田発祥の地として知られております。また、1909年(明治42年)に道立道南農業試験場が設置されたことからも判るとおり、北海道の中でもっとも早くから野菜栽培に取り組んでおりました。

特に昭和45年からの水田転作の実施又は米価の下落などで野菜作付面積は着実に増加し、近年では、米、馬鈴しょ、大豆の主力作物に加え、都市近郊型農業としての地域性を確立し、現在ではトマト、キュウリなどの施設園芸型野菜を中心にイチゴや軟白ネギ、北海ウド、ほうれん草など多種多彩な作物栽培のシェアを伸ばしている。

現状と課題

文月・向野地区は山間に位置していることから、平野部とは違って水田の作付けが出来ないため、畑作や飼料作物等の栽培に絞られて作付けが行われてきたが、農地所有者の高齢化により、自身での作付けはしておらず農地を貸している状況が続いている。

近年になり、地域農業者の高齢化や後継者及び地域の担い手不足がますます顕著となってきたことから、管理ができない農地が増加しつつある。(文月、向野地区的遊休農地は市内遊休農地の34%を占める。)山間地の農地の有効活用についての課題解決に向けて取り組みが必要となっている。

文月地区は天明元年(1781年)には「文月梨美味」と『松前志』の中で賞賛しているように、果樹に適した緩斜面が多い地域である。この条件を活用して、平成24年よりワイン醸造用ぶどう栽培を開始した農業者が就農したのをきっかけに注目されるようになり、現在4戸で15.3haの農地を活用し、地域の農地維持が図られている。

今後の展開方向等(※4)

当地区的今後の発展戦略として次の取組を行う。

1. 文月・向野地区的ワイナリー、農泊の整備によって地域農業の発展及び地区の活性化を図る。
2. 文月・向野地区において、農泊、農業体験ツアー、さらにはグリーン・ツーリズムツアーを実施することでこの地域の魅力付けをしていく、交流人口及び定住人口の増加に努める。
3. 2の目標達成のため、隣接している市内観光地や観光農園との連結によって、文月・向野地区的ワイナリー・農泊へ誘導する。
4. さらに、地元の大野農業高校とも連携を図り、農と食と教育を融合し、都市圏及び海外からの滞在型観光を増加させ、新たな農業を築き、雇用者の増加へと繋げていく。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
北斗市	文月・向野地区	処理・加工集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	文月・向野6次産業協議会	有	イ	
北斗市	文月・向野地区	農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農山漁村体験施設)	文月・向野6次産業協議会	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)実施要領別表2の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

文月・向野地区(北海道北斗市)	区域面積 (※2)	530ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係:		
当該地区の総面積(醸造用ぶどう産地区域)約530haのうち、農地面積が約425haと、全体の約8割を占めている。また全就業者に対する農林漁業従事者数の割合が51.3%を占め、地域の半数が農林漁業に従事している地域である。		
②法第3条第2号関係:		
向野地区には古くから果樹の観光農園があるように、果樹栽培に適した地域であることはこれまでの実績により明らかではあるが、個々での営農のみとなっており、互いと連携が取れておらず地域への波及効果は薄いと考えられる。 また、文月地区は醸造用ぶどうの畑があることで注目を浴びてはいるが、そこにワイン関連施設がないことから、訪れるのは醸造用ぶどう関係者のみというのが現状で、地域の活性としては若干乏しいところがある。 近年の日本ワインブームが北斗市にも波及していること、平成30年にサッポロビール(株)の運営するグランボレール北海道北斗ヴィンヤードが開設したこと、フランスの老舗ワイン農家の函館進出により道南が注目され、北海道も醸造用ぶどうからの地域経済の発展に資するビジョンを描いていることから、文月・向野地区へのワイン関連施設の建設を皮切りに移住及び地域間交流を促進することが、当地区の活性化にとって有効かつ適切であると認められる。		
③法第3条第3号関係:		
当該地区は本市全域から用途区域を除いたものとなっており、既に市街地を形成している区域以外の地区である。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	氏名	住所	土地所有者			
					権利の種類(※1)	氏名				氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等 農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

雇用者数の増は、事業実施主体の雇用者数を調査し、達成状況の把握を行う。

地域産物の販売額の増加は、事業実施主体のワイン販売額を調査し、達成状況の把握を行う。

定住人口の維持・増加については、本施設事業者の移住による増とし、達成状況の把握を行う。

なお、評価期間については、最終的な事業実施後(令和7年度)より3年間を効果発現状況を把握する期間とする。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにはかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知)の定めるところによるものとする。